

| 壁紙の品質規格と安全性 |

1 安全規格

サンゲツの壁紙は、さまざまな安全規格の基準に適合しており、安心してお使いいただけます。

■ SV規格とJIS規格について



SV規格

Standard Value(壁紙製品標準規格)

快適・健康・安全に配慮した製品を供給することを目的として
壁紙工業会により制定された自主規格です。



JIS規格(壁紙:JIS A 6921)

Japanese Industrial Standards(日本産業規格)

日本の工業製品の品質安定を目的とした産業標準化法に基づき
制定された国家規格です。

項目NO.	試験項目		SV規格	JIS規格
			規格値	規格値
1	退色性(号)		4以上	同左
2	摩擦色落ち度(級)	乾燥摩擦(タテ・ヨコ)	4以上	同左
		湿潤摩擦(タテ・ヨコ)	4以上	同左
3	隠蔽性(級)		3以上	同左
4	施工性		浮き及び剥がれがあってはならない	同左
5	湿潤強度 N/1.5cm(タテ・ヨコ)		5.0以上	同左
6	ホルムアルデヒド放散量(mg/L)		0.2以下	同左
7	重金属	砒素(mg/kg)	3以下	—
		鉛(mg/kg)	20以下	—
		カドミウム(mg/kg)	3以下	—
		クロム(mg/kg)	20以下	—
		水銀(mg/kg)	2以下	—
8	塩化ビニルモノマー(mg/kg)		0.1以下	—
9	残留VOC	TVOC(μg/g)	100以下	—
		TEX芳香族(μg/g)	10以下	—

(使用原材料)

10	安定剤	鉛、カドミウム、有機スズを含有する安定剤は使用しない。	—
11	可塑剤	沸点が300℃以上の難揮発性可塑剤を使用する。ただしDBPは使用しない。	—
12	発泡剤	フルオロカーボン類は使用しない。	—
13	溶剤	TEX(トルエン、キシレン、エチルベンゼン)は使用しない。	—

●SV規格・JIS規格の内容は変更になる場合があります。最新情報につきましては壁紙工業会及び日本壁紙協会ホームページをご参照ください。

2 シックハウス対策

■ シックハウス対策における建築基準法改正について

建築基準法の一部改正が2003年(平成15年)7月1日より施行され、シックハウス対策の規定が加わりました。これは、シックハウスの原因とされる化学物質類の室内濃度低減のため、建築物に使用する建材や換気設備を規制する法律です。対象は住宅、学校、オフィス、病院等、全ての建築物の居室となります。壁紙は第一種ホルムアルデヒド放散建築材料の製品として告示されたことから、壁紙を内装仕上げ材として用いる場合は、JISまたは国土交通大臣の認定を取得し、放散等級を明らかにすることが必須となりました。

「居室[※]を有する建築物は、その居室内において政令で定める化学物質の放散による衛生上の支障がないよう、建築材料及び換気設備について政令で定める技術的基準に適合するものとしなければならない。」

(建築基準法第28条の2 居室内における化学物質の放散に対する衛生上の措置)

※「倉庫」「トイレ」「浴室」「廊下」など常時「人が居居しないことが明白」なものは除外されます。但し、「トイレ」「廊下」が換気対策上の換気経路となっている場合は居室としてみなされます。

■ シックハウス対策の技術的基準について

技術的基準の政令 第393号

1. 規制対象物質
クロルピリホス及びホルムアルデヒドとする。
2. クロルピリホスに関する建築材料の規制
居室を有する建築物には、クロルピリホスを添加した建材の使用を禁止する。
3. ホルムアルデヒドに関する建材及び換気設備の規制
 - ①内装仕上げの制限
 - ②換気設備設置の義務付け
 - ③天井裏などの制限

